

2025年3月31日

各位

株式会社三井住友銀行

高島株式会社への「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の提供について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：福留 朗裕）（以下、「三井住友銀行」）は、高島株式会社（代表取締役社長：高島 幸一）（※1/以下、「高島」）に対し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を提供いたしました。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」は、企業の事業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、サステナビリティ経営の実現に向けた活動を継続的に支援することを目的とした融資です。

三井住友銀行が高島に対して実施したポジティブ・インパクト・ファイナンスについては、ポジティブ・インパクト金融原則（※2/以下、「PIF 原則」）に適合していることを確認したセカンドオピニオンを第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（※3/以下、「R&I」）より取得しています。

また、別途三井住友銀行においても、自行のポジティブ・インパクト・ファイナンスの運営体制が PIF 原則に適合している旨のセカンドオピニオンを R&I より取得しています。

高島は建材事業や産業資材事業、電子・デバイス事業を手掛ける 1915 年創業の専門商社であり、サステナビリティ社会の実現に貢献する商材の開発・拡販、温室効果ガスの排出削減、自然資源の効率的な利用、従業員の働きがい・エンゲージメント向上、透明性のある情報開示やコミュニケーションなどに努めています。こうした経営姿勢は中期経営計画「サステナ V（バリュー）」（2023 年 4 月～2026 年 3 月）にも反映されており、省エネ化・省力化につながる商材・サービスの拡販や温室効果ガスの排出削減、エンゲージメントサーベイスコアや有給休暇取得率の向上などを通じて、インパクトを創出していく考えを持っています。

三井住友銀行が高島に対しポジティブ・インパクト・ファイナンスを提供するにあたり、上記を踏まえ高島の事業活動に関連する重要なインパクト領域を評価して決定した重点取組項目及び評価指標は次の通りです。

<重点取組項目及び評価指標>

重点取組項目	目標・評価指標 (KPI)	対象	関連するSDGs
「省エネ化」「省力化」ビジネスの拡大	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに「省エネ化」「省力化」商材・サービス売上 81%増*₁、2030年度までに 130%増、 ※2022年（基準年）数値：26,659 百万円 <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「省エネ化」「省力化」商材・サービス売上額、売上増加率 	単体	 
気候変動（地球温暖化）への対策	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> GHG 排出量を 2027 年度までに 22%削減*₁、2030 年までに 35%削減 ※2022年（基準年）数値：2,778.7 t-CO₂ <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> GHG 排出量・削減率 	グループ 連結* ₂	 
誰もが働きやすい、 安心・安全な職場環境 づくり	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 2025 年度以降、エンゲージメントサーベイスコア 60 以上を継続達成 <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントサーベイスコア 	グループ 連結	
	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 有給休暇取得率 毎年度 70%達成 <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 有給休暇取得率 	単体	

*₁ 2030 年度の目標をベースとし、ローン期間中のインパクトを定量化するために、経年にて線形補間（期間按分）で推移することを前提とした目標を設定しています。

*₂ 現在は国内事業所での削減目標をベースに設定しており、事業取得・海外事業所の排出量算出等で算出対象が変動する場合は改めて適切な全体目標を設定・開示します。

<ご参考>

※1 [高島株式会社 ホームページ](https://www.tak.co.jp/ja/index.html)

<https://www.tak.co.jp/ja/index.html> をご参照ください。

※2 ポジティブ・インパクト金融原則とは

SDGs の達成に向け、金融機関が積極的な投融資を行うための原則として、2017 年 1 月に国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）により策定されたものです。資金提供先企業のネガティブ

な影響を軽減し、現実的かつ信頼性のある方法でポジティブな影響を高めるための資金提供のあり方を定めており、「定義」、「枠組み」、「透明性」、「評価」の4つの原則で構成されています。

※3 株式会社格付投資情報センター ホームページ

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/sustainabilityfinance/index.html> をご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

サステナブルソリューション部

TEL : 03-4333-6967

このお知らせは、投資や勧誘を推奨することを目的としたものではありません。